

令和8年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議における各委員の発言と各部局の対応整理表

部局	目標		発言委員	委員の発言	各部局の対応
地球局	1	1	亀屋委員	目標設定に対して毎年の数値が示されているが、それで果たして 2030 年度という長期の目標に間に合うようなペースとなっているのかわかりづらいので、それがわかりやすくなっていると良いだろう。	「目標 1-1」の評価結果内「目標達成度合いの測定結果」における「判断根拠」について、2030 年度目標に向けて年度ごとに多少の振れ幅があるものの、全体としての減少傾向が継続している旨の記載を追加いたしました。
地球局	1	1	山岸委員	「デコ活応援団」は参加団体数以外で、その効果を図る工夫の検討はないか。直接的な排出削減量を測るのは無理だとしても、起こしえた行動変容のパターンやその数など。	新たな指標の設定については、今後の政策評価に向けた検討課題とさせていただきます。
地球局	1	1	森田委員	温室効果ガス削減に関して、Scope 3 まで踏み込んでくるということになると、今後日本だけでなく国内外を見なくてはいけないという流れになってくるため、そこまで触れているとよいだろう。	ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等における Scope3 の開示が義務化されることを踏まえて、環境省の施策としてはバリューチェーン上の国内企業を対象として、Scope3 の算定や削減に向けた取組の支援を重点的に実施していることから 1-1 として記載をしているものです。

		2			バリューチェーン上の国外企業の排出量の把握・削減というプロセスは、バリューチェーン上の国内企業を対象とした Scope3 の算定や削減に向けた取組の延長として存在すると認識しています。そのため、「1－2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献」への新たな指標の設定については、現時点では対応が難しいものの、今後の政策評価に向けた検討課題とさせていただきます。
地球局	1	1	山岸委員	課題や次期目標への反映の議論の中で、Scope 3 の排出削減の状況について言及があるのはよい方向性だと思う。Scope 3 の開示状況や、目標設定状況は、単に本評価上の指標として重要であるだけでなく、その情報の公開を通じて Scope 3 への取り組みを促すこと自体が施策としても重要だと思う。小さな、整理上の課題としては、日本企業の場合、Scope 3 のかなりの部分が「国外」での排出というパターンも多く、単純に 1－1 が対象とする国内の排出量削減への貢献だけではないため、それを置く場所が 1－1 なのか、1－2 と共通させるのかは多少整理が必要かと思う。さらに言えば、Ongoing Emissions Responsibility（従来まで BVCM と呼ばれていたもの）への貢献を見ていくことも、同様に重要と思われる。	ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等における Scope3 の開示が義務化されることを踏まえて、環境省の施策としてはバリューチェーン上の国内企業を対象として、Scope3 の算定や削減に向けた取組の支援を重点的に実施していることから 1－1 として記載をしているものです。
		2			バリューチェーン上の国外企業の排出量の把握・削減というプロセスは、バリューチェーン上の国内企業を対象とした Scope3 の算定や削減に向けた取組の延長として存在すると認識しています。そのため、「1－2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献」への新たな指標の設定については、現時点では対応が難しいものの、今後の政策評価に向けた検討課題とさせていただきます。 Ongoing Emissions Responsibility: OER は、2026 年 6 月に国際イニシアチブ SBTi が大幅改訂した企業ネットゼロ基準によって示された考え方であり、今後の政策評価に向けた検討課題とさせていただきます。

地球局	1	2	森田委員	気候ファイナンス自体は二国間の日本からの支援がかなり大きい。気候変動対策の取組にも多く支援をしているが、JCM だけでくるとスケールが小さくなってしまう。民間資金も活用しながら対策が増えていく。そのような広がりも今後評価できるような指標を考えた方が良さだろう。今の書き方では JCM に限定されてしまっている印象。	日本が UNFCCC へ提出した第 1 回隔年透明性報告書（BTR1）においては、気候資金、技術移転及び能力構築支援に関する情報が体系的に報告されており、2021 年から 2022 年の 2 年間で行った気候変動分野の途上国支援は約 269 億米ドル（うち公的資金約 224 億米ドル、民間資金約 45 億米ドル）であるなど、我が国は、様々な国際協力学キームを通じて途上国の脱炭素化支援を実施してきているところだす。 今後は、我が国のこうした支援実績等も踏まえながら、民間資金の動員や途上国支援を含む脱炭素分野の国際貢献を適切に評価できる指標の在り方について検討していきます。
地球局	1	2	山岸委員	測定指標 1 の JCM 側しか、実質的に指標が設定されていないため、各所でやられている貢献活動が一切反映されないのは単純にもったいないように思う。	日本が UNFCCC へ提出した第 1 回隔年透明性報告書（BTR1）においては、気候資金、技術移転及び能力構築支援に関する情報が体系的に報告されており、2021 年から 2022 年の 2 年間で行った気候変動分野の途上国支援は約 269 億米ドル（うち公的資金約 224 億米ドル、民間資金約 45 億米ドル）であるなど、我が国は、様々な国際協力学キームを通じて途上国の脱炭素化支援を実施してきているところだす。 今後は、我が国のこうした支援実績等も踏まえながら、民間資金の動員や途上国支援を含む脱炭素分野の国際貢献を適切に評価できる指標の在り方について検討していきます。

地球局	1	3	山岸委員	ほぼすべての目標・指標において堅実な進展がみられ、達成もしくはあと一息で達成という状況にあると理解した。次の目標設定・進化がどうなっていくのかが気になるところだが、次のステップがやや曖昧に見えた。単一自治体に限らない広域連携の必要性などが、「反映の方向性」で言及されているのはよい方向性だと感じたものの、そこに目標を設定するとは言い切っていない点は気になった。また、これまでの目標達成を通じて、国内における特に脆弱性が高い地域・分野の特定がなされ、それらの分野に対する対応策の進展を今後は見ていく、という流れにならないのかは気になった。	気候変動適応計画の改定に向けた検討を行っており、その議論も踏まえ、どのような指標・目標値を設定できるか検討させていただきます。そのため、目標 1-3 に関し、政策評価内「次期目標等への反映の方向性」における「測定指標」について、記述を修正いたしました。
地球局	2	1	亀屋委員	測定指標 1 の判断根拠の文章では「HCFC の消費量は・・・我が国は令和 2 年時点で 100% の削減を達成した。」とあるが、環境省資料 (https://www.env.go.jp/content/000380427.pdf の 2-1) によれば、R6 に 47t の HCFCs が新設機器に充填され、656t の HCFCs が稼働中機器に充填されたことになっている。データが矛盾していないか。	測定指標 1 の判断根拠の文章に記された「HCFC」は、モントリオール議定書の文脈で新規に製造された HCFC 冷媒であり、これは、令和 2 年から一切消費していません。一方、ご提示頂いた資料中に記された HCFC は、新規の HCFC 冷媒ではなく、市中で使用され、回収され、再生処理された再生 HCFC 冷媒です。両者の違いを明瞭にするため、測定指標 1 の判断根拠に記された HCFC について、「新規の HCFC 冷媒」と修正いたします。

再 循 局	4	6	そ の 他		第一次国土強靱化実施中期計画に記載されている「浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽の割合」を指標として追加しました。
自 然 局	5	1	山 岸 委 員	生物多様性に配慮する開示や取り組みを行っている企業の割合については、既存のアンケートに基づいた指標に加えて、TNFD や SBTN などの取り組みの採用率を同時に見ていった方が実態としてはより見えるようになるのではないかと思います。	本目標においては、企業における裾野の広がりを把握する観点から、現状では特定のガイダンス等への依拠を問わずに推移を把握することとしています。なお、TNFD については月次で日本企業のアダプター数を確認しており、日本は世界トップのアダプター数となっているほか、SBTN は現在最終版の開発中である点なども踏まえ、実態把握にあたって、そうしたガイダンス・枠組みの採用率に係るアンケート等も参考にし、今後の政策評価に向けた検討課題とさせていただきます。
自 然 局	5	1	深 町 委 員	一つ目の指標「生物多様性の保全につながる意向を示す人の割合」について、高い結果が出ているが、生物多様性に重要な役割を果たしているような、農林水産業に従事する人のデータがないか検討してほしい。	当該指標の実績値は世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査対象者の職業については質問していないため、農林水産業に従事する方のデータを抽出できる仕様になっていないところです。いただいた御意見は今後の調査設計の参考とさせていただきます。
自 然 局	5	1	亀 谷 委 員	身近な生き物が一番国民にとって肌に触れて感じられる部分であるのに、指標化されていないのは、「生物多様性」について、理解を得ていくことも困難だと思う。 指標化してほしい。	御指摘を踏まえ、身近な生き物を含む生物調査に係る件数を指標として追加することといたしました。

自然局	5	2	百瀬委員	自然共生サイトについては、認定されたというだけでは、その面積や、保護できている希少価値等が見えづらいのが課題。認定登録数が増えているのは、関心を持つ企業が増えているということであり、それは評価できることだが、認定された後も継続的に自然保護の取組を行っていくことが重要。今の指標では、認定後の成果がわからないことから、現行の目標値は達成したのだから、次は、どのような成果を出しているか、何を守る取組が行われているかがわかるように、そのような要素を取り入れた指標を設定してほしい。	活動の成果を測定することで、自然共生サイトの認定増加の意義がより明確に可視化できると考えていますが、ご指摘の通り、現時点では指標を定められていないところです。 自然共生サイトの計画期間は5年間を目安にすることとされており、最初の認定から5年を経過するタイミングで変更（更新）申請をすることで、認定が継続されます。制度開始が令和5年度であるため、令和10年度頃から更新が生じ始めることが想定され、その際には変更申請手続きの中で成果に関する情報も集積されるものと考えています。 今年度、30by30 ロードマップの中間評価を実施することとなり、その中で上記の観点も踏まえ、これまでの成果を示すとともに今後の方向性を検討し、次年度以降の政策評価にも反映してまいりたいと思います。
自然局	6	1	亀谷委員	目標超過達成は非常に良いことだが、例えば、「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少」では、R12 年で 2.0 万頭とずいぶん先の目標をすでに達成されているように伺え、達成されているならば、早めに目標の見直しをしていかないといけないと思う。新たな目標を設定すべき。	当該目標値は、動物愛護管理法第5条に基づく動物愛護管理基本指針に位置付けられているものです。当該指針の見直しに当たっては動物愛護管理法上、中央環境審議会の意見を聴くこととされており、現時点において具体的な数値等をお示しすることは困難ですが、将来的に、当該基本指針の見直しに係る審議会での議論等を経て、改訂後の基本指針の内容を適切に反映してまいりたいと考えています。 一方で、御指摘のとおり、すでに目標を達成している状況ですので、当該指針の見直しまでの間、新たな指標として、「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少（減少傾向維持）」を追加することとします。

自然局	6	2	その他		令和 8 年度事前分析表指標 6 の目標値について、「前年度実績比 10 % 増」とするところ、「前年度実績比 1 % と増」と誤記があったため修正しました。
保健部	7	1	亀屋委員	達成すべき目標①②が目標値を下回っている状況が続いていることから、R10 の通常評価年までには「③相当程度進展あり」となるように努力が必要。	①化学物質実態調査については、年々、物質の測定難易度が高いものが要求物質として挙げられており、物価高騰も続いていることから、例年並みの測定が難しい状況に陥っております。そのため、令和 8 年度は確実な目標達成に向けて、対応する物質の状況をよく確認し、現実的に達成可能な目標を定めました。令和 8 年度は目標を達成することができるよう努力してまいります。 ②環境リスク初期評価については、年々、評価の難易度が高いものが対象物質として挙げられているほか、新たな影響指標についても評価手法の検討を進めているところです。そのため、令和 8 年度は確実な目標達成に向けて、対応する物質の状況をよく確認し、現実的に達成可能な目標を定めました。令和 8 年度は目標の達成に向けて努力してまいります。
保健部	7	2	亀屋委員	達成すべき目標①、②および測定指標 1、2 は、7-2 リスク管理よりも 7-1 リスク評価に係る目標と指標のように感じられる。リスク評価とリスク管理の意味について、いま一度整理が必要ではないか？	「7-2. 環境リスクの管理」の達成すべき目標①、②および測定指標 1、2 については、化審法に基づくリスク評価の実施及びリスク評価方法の検討によって、化学物質のリスク管理措置の検討に繋げるという意味でリスク管理の項目に含めています。また、7-1 は化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクの体系的なリスク評価、7-2 は化審法と化管法という 2 つの法令に基づく環境リスクの管理という整理をした結果、こちらの分け方としました。そのため、施策の概要には「化学物質審査規制法（以下「化審法」という。）に基づく化学物質のリスク評価を着実に進

					め、 <u>リスク管理措置の検討に繋げる</u> 。また、化学物質排出把握管理促進法（以下「化管法」という。）に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。」と補足しました。なお。御指摘の通り、7-2 の目標①、②および測定指標 1、2 はリスク評価に係る目標及び指標と捉えることもできるため、次年度の更新の際の参考とさせていただきます。
保健部	8	4	亀谷委員	測定指標 3 の熱中症の死亡者数が R5.5 閣議※（熱中症対策実行計画）の半減に向けて減少に転じるどころか増加し続けており、目標達成度合いの「③相当程度進展あり」には疑問が残る。年間 1500 人の死亡は高リスクで緊急度の高い状況ではないか。目標 R12 までの 4-5 年間に現状施策を淡々と実施するだけでなく、予想外の気象影響も加味した施策の中味の充実が必要ではないか。	目標達成度合いの測定結果は、測定指標 1 つのみで判断しているわけではなく、測定指標 1～3 の達成度合いを総合的に判断しています。つきましては、（判断根拠）に記載していますとおり、測定指標 1 と 2 に関しては進展のある結果となったため、測定指標 3 の結果も含めて、「③相当程度進展あり」としました。いただいた御指摘も踏まえ、今年度中に改定を予定している熱中症対策実行計画において、今後の気候変動等を踏まえた対策や目標設定の在り方について検討してまいります。
地域 G	10	2	亀谷委員	指標において数字は増えているところではあるが、誤差の範囲であるとも判断できるため、目標超過達成①と判断した理由について、詳しくお答えいただきたい。目標達成②にするというのも一つの手かと思うので検討いただきたい。	令和 7 年度の目標値 190 に対して実績値が 9 ポイント上回っていたため目標超過達成①としていましたが、複数年連続で上回っているわけではないところ、委員ご指摘の通り現段階では誤差の範囲とも判断し得るため、199 であるため、目標達成②へ修正といたしました。